

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案参照条文

○中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

（法律の目的）

第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（種類）

第三条 中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 一の三 火災共済協同組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

（組合員の資格）

第八条 （略）

2）5 （略）

6 企業組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

（企業組合）

第九条の十 企業組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行うものとする。

第九条の十一 企業組合の組合員の三分の二以上は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。

2 企業組合の行う事業に従事する者（以下「従事者」という。）の二分の一以上は、組合員でなければならない。

3 成立後五年を経過した企業組合でその行う事業に従事する組合員（以下「従事組合員」という。）が心身の故障のため当該企業組合の行う事業に従事することが困難となつたことその他これに準ずるやむを得ない事由により従事組合員

の数のその組合員の総数に対する割合（以下「従事割合」という。）が三分の二を下ることとなつたものに係る第一項の規定の適用については、当該企業組合の従事割合が三分の二を下ることとなる直前における組合員の総数を当該企業組合の組合員の総数が超えることとならない場合に限り、同項中「三分の二」とあるのは「二分の一」とする。

4 成立後五年を経過した企業組合で従事組合員が心身の故障のため当該企業組合の行う事業に従事することが困難となつたことその他これに準ずるやむを得ない事由により従事組合員の数のその従事者の総数に対する割合（以下「組合員割合」という。）が二分の一を下ることとなつたものに係る第二項の規定の適用については、当該企業組合の組合員割合が二分の一を下ることとなる直前における従事者の総数を当該企業組合の従事者の総数が超えることとならない場合に限り、同項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

5 企業組合の組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業組合の行う事業の部類に属する取引をしてはならない。

6 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業組合は、総会の議決により、これをもつて企業組合のためにしたものとみなすことができる。

7 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知つた時から二月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様である。

（出資）

第十条 （略）

2、6 （略）

7 企業組合の出資総口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員が保有しなければならない。

（法定脱退）

第十九条 組合員は、左の事由によつて脱退する。

一、五 （略）

2 除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一 （略）

二 出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 （略）

3 (略)

(企業組合の組合員の所得に対する課税)

第二十三条の二 企業組合の組合員が企業組合の行う事業に従事したことによつて受ける所得のうち、企業組合が組合員以外の者であつて、企業組合の行う事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の適用については、給与所得又は退職所得とする。

(発起人)

第二十四条 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合又は企業組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の組合が発起人となることを要する。

2 (略)

3 (略)

(定款)

第三十三条 組合の定款には、次の事項(火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。)を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及びその払込の方法
- 八 経費の分担に関する規定
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金の額及びその積立の方法
- 十一 役員の定数及びその選挙又は選任に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 (略)

3 組合の定款には、前二項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めるときはその時期又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(役員)

第三十五条 (略)

2、4 (略)

5 企業組合の理事は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の理事は、組合員になろうとする者でなければならない。

6、12 (略)

(剰余金の配当)

第五十九条 (略)

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員(火災共済協同組合にあつては、火災共済事業の利用者)が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

3 企業組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてし、なお剰余があるときは、組合員が企業組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

一 資本の額が五億円以下のもの

二 常時使用する従業員の数が千人以下のもの

三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

四 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであって、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

2 この法律において「中小企業等投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の中小企業等投資事業有限責任組合契約によつて成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約)

第三条 中小企業等投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」という。)は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一〜五 (略)

六 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 外国法人であつて、その発行する株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所及びこれに類似するものであつて外国に所在するものに上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿及びこれに類似するものであつて外国に備えられるものに登録されていないものの発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等又はこれらに類似するものの取得及び保有

ロ (略)

七 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

2 中小企業等投資事業有限責任組合契約書(以下「組合契約書」という。)には、次の事項を記載し、各組合員はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 組合の事業

二 組合の名称

三 組合の事務所の所在地

四 組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員との別

- 五 出資一口の金額
- 六 組合契約の効力が発生する年月日
- 七 組合の存続期間
- 3 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は無限責任組合員の住所にあててすれば足りる。
- 4 組合員の数の合計は、政令で定める数を超えてはならない。

新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「創業等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始掲げるものを除く。
- 二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- 三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- 2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 前項第一号に掲げる創業等を行うとする個人であつて、一月以内に当該創業等を行う具体的な計画を有するもの
 - 二 前項第一号に掲げる創業等を行った個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
 - 三 前項第二号に掲げる創業等を行うとする個人であつて、二月以内に当該創業等を行う具体的な計画を有するもの
 - 四 前項第二号に掲げる創業等を行ったことにより設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの
 - 五 前項第三号に掲げる創業等を行おうとするものをいふであつて、当該創業等を行う具体的な計画を有する者及び第三十二条において「特定会社」というもの
 - 六 前項第三号に掲げる創業等を行ったことにより設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの
- 3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、

製造業、建設業、運輸業その他の業種は第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。

(に属する事業を主たる事業として営むもの)

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業第三号の政令で定める業種を除属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業第三号の政令で定める業種を除属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業号の政令で定める業種を除属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるものの

4510 (略)

民法(明治二十九年法律第八十九号) (抄)

第六百六十七条 組合契約八各当事者力出資ヲ為シテ共同ノ事業ヲ営ムコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

2 出資ハ勞務ヲ以テ其目的ト為スコトヲ得

商法明治三十二年法律第四十(八号)

第六十四条 合名会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 前条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル事項

二 本店及支店

三 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由
四 削除

五 社員ニシテ会社ヲ代表セザル者アルトキハ会社ヲ代表スベキ者ノ氏名
六 数人ノ社員ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

2 (略)

第九十四条 会社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 存立時期ノ滿了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ發生

二 総社員ノ同意

三 会社ノ合併

四 社員ガ一人ト為リタルコト

五 会社ノ破産

六 解散ヲ命ズル裁判

第一百条 会社ハ合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ対シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ官報
ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ
2 債権者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス

3 債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ并済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ并済ヲ受ケシムルコトヲ目
的トシテ信託会社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ合併ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スル虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ
要ス

第一百四十九条 合資会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ第六十四条第一項ニ掲グル事項ノ外左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコト

二 有限責任社員ノ出資ノ目的、其ノ価格及履行ヲ為シタル部分

2 (略)

第一百六十八条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一 (四 (略))

四 發起人ガ受クベキ特別ノ利益及之ヲ受クベキ者ノ氏名

五 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ対シテ与フル株式ノ種類及数

六 会社ノ成立後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名
七・八 (略)

2 (略)

第六百六十八条ノ四 資本ノ額八千万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第七十条 発起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ヲ引受ケタルトキハ遅滞ナク各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為シ且取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

2・3 (略)

第七十三条 取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第六百六十八条第一項ニ掲グル事項ヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

2 前項ノ規定ハ第六百六十八条第一項第五号及第六号ノ財産ノ定款ニ定メタル価格ノ総額ガ資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合ニ於テハ同項第五号及第六号ニ掲グル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ第六百六十八条第一項第五号又第八号ノ財産ガ取引所ノ相場アル有価証券ナル場合ニ於テ定款ニ定メタル価格ガ其ノ相場ヲ超エザルトキ其ノ財産ニ係ル同項第五号又第八号ニ掲グル事項ニ付亦同ジ

3・6 (略)

第七十五条 株式ノ申込ヲ為サントスル者ハ株式申込証ノ用紙ニ其ノ引受クベキ株式ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名シテ株式申込証ヲ作ルコトヲ要ス

2 株式申込証ノ用紙ハ発起人之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 定款ノ認証ノ年月日及其ノ認証ヲ為シタル公証人ノ氏名

二 第六百六十六条第一項ニ掲グル事項

三 会社ノ存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四 数種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ各種ノ株式ノ内容及数

四ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四ノ三 一单元ノ株式ノ数ヲ定メタルトキハ其ノ数

四ノ四 第二百二十二条第四項又ハ第七項ノ場合ニ於テハ此等ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ定メタル事項

四ノ五 第二百二十二条ノ二第一項ノ場合ニ於テハ轉換ノ請求ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、轉換ノ条件及轉換ヲ請求

シ得ベキ期間

四ノ六 第二百二十二条ノ八ノ場合ニ於テ八同条ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ定メタル事項

五 開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキ八其ノ規定

六 株主ニ配当スベキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スベキコトヲ定メタルトキ八其ノ規定

七 第六十八條第一項ニ掲グル事項

八 第六十八條ノ二ニ掲グル事項

九 各發起人が引受ケタル株式ノ種類、數及引受価額

十 払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社

十一 一定ノ時期迄ニ創立總會ガ終結セザルトキ八株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト

十二 名義書換代理人又ハ登録機關ヲ置キタルトキ八其ノ氏名及住所並ニ營業所

十三 取締役若ハ監査役ノ責任ニ付取締役會ノ決議ヲ以テ免除ヲ為スコトヲ得ル旨又ハ第二百六十六條第十九項ノ契約ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定メタルトキ八其ノ規定

3ノ9 (略)

第七十七條 会社ノ設立ニ際シテ發行スル株式ノ總數ノ引受アリタルトキ八發起人ハ遲滞ナク各株ニ付其ノ發行価額ノ全額ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

2・3 (略)

第八十八條 (略)

2 前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第六十六條第一項第一号乃至第三号及第九号ニ掲グル事項

二 本店及支店

三 第七十五條第二項第三号乃至第六号、第十二号及第十三号ニ掲グル事項

四 削除

五 發行済株式ノ總數並ニ種類及數

六 資本ノ額

七 取締役及監査役ノ氏名

七ノ二 取締役ガ其ノ会社ノ業務ヲ執行セザル取締役ニシテ過去第其箇会社ノ子會

社ヲ謂フ以下此ノ号ニ於テ業務ヲ執行スル取締役又ハ支配人其ノ他ノ使用人トナリタルコトナク且現ニ子會社

ノ業務ヲ執行スル取締役又ハ其ノ会社若ハ子会社ノ支配人其ノ他ノ使劑ト社外取締役ト稱スル
キハ其ノ旨

八 代表取締役ノ氏名及住所

九 数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

十 第二百八十三条第五項ノ取締役会ノ決議アリタルトキハ同項ノ情報ノ提供ヲ受クル為必要ナル事項ニシテ法務省令ニ
定ムルモノ

3 (略)

第八十九條 払込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ハ發起人又ハ取締役ノ請求ニ依リ払込金ノ保管ニ關シ證明ヲ為スコト
ヲ要ス

2 前項ノ銀行又ハ信託会社ハ其ノ證明シタル払込金額ニ付払込ナカリシコト又ハ其ノ返還ニ關スル制限ヲ以テ会社ニ對
抗スルコトヲ得ズ

第二百四條ノ三ノ二 (略)

2ノ4 (略)

5 第一項ノ会社ガ前條第一項ノ請求ヲ為スニハ同條第三項ノ規定ニ依リ供託スベキ額ガ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額
ヨリ第二百九十三條ノ五第三項各号ノ金額及同條第一項ノ規定ニ依リ分配シタル金銭ノ額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超
エザルコトヲ要ス

6 (略)

7 第一項ノ会社ガ前條第一項ノ請求ヲ為シタル場合ニ於テハ売買價格ハ第五項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコト
ヲ得ズ

8 第二百四條ノ二第七項ノ規定ハ第二項ノ期間内ニ第一項ノ決議ナカリシ場合ニ之ヲ準用ス(略)

第二百四條ノ五 株式ノ讓渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ株式ヲ取得シタル者ハ会社ニ對シ其ノ株式ノ種類
及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ株式ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此
ノ場合ニ於テハ第二百四條ノ二第五項乃至第七項及前三條ノ規定ヲ準用ス

2 (略)

第二百十條 (略)

2 (略)

3 前項第一号ノ取得価額ノ総額ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十条第一項各号ノ金額及定時總會ニ於テ利益ヨリ配当シ若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

4 23
9
第二百十條ノ二 取締役ハ其ノ營業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル虞アルトキハ第二百四條ノ(第百三十四條ノ五)第一項ニ於テ準用スル場合同條第二項又ハ第二百一
一條ノ三第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クルコトヲ得ズ

2・3 (略)
第二百十一條ノ三 (略)

2 (略)
3 前項ノ取得価額ノ総額ハ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十三條ノ五第三項各号ノ金額及同條第一項ノ規定ニ依リ分配シタル金額ノ額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百四十六條 第二百四十五條第一項ノ規定ハ会社ガ其ノ成立後二年内ニ其ノ成立前ヨリ存在スル財産ニシテ營業ノ為ニ繼續シテ使用スベキモノヲ資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル対価ヲ以テ取得スル契約ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

2 (略)
3 第二百七十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ、第八十一条第三項及第八十四条第二項ノ規定ハ前項ノ検査役ノ報告及本項ニ於テ準用スル第二百七十三條第三項前段ノ弁護士又ハ弁護士法人ノ証明ヲ記載又ハ記録シタル資料ニ之ヲ準用ス

第二百六十六條 左ノ場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル取締役ハ会社ニ對シ連帶シテ第一号ニ在リテハ違法ニ配当又ハ分配ノ為サレタル額、第二号ニ在リテハ供与シタル利益ノ額、第三号ニ在リテハ未ダ弁済ナキ額、第四号及第五号ニ在リテハ会社が蒙リタル損害額ニ付弁済又ハ賠償ノ責ニ任ズ

一 第二百九十条第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ關スル議案ヲ總會ニ提出シ又ハ第二百九十三條ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタルトキ

二 23
25 (略)

第二百八十条ノ七 新株ノ引受人ハ払込期日ニ各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十条ノ十四 第七十五条第一項第三項乃至第九項、第七十六条、第七十七条第二項第三項、第七十八条

、第百八十九条及第百九十条ノ規定ハ新株ノ発行ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第百八十条ノ六第二項ノ場合ニ於テハ第百七十五条第一項第三項乃至第八項ノ規定ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

2 (略)

第百八十条ノ十九 新株予約権トハ之ヲ有スル者(以下新株予約権者ト称ス)ガ会社ニ対シ之ヲ行使シタルトキニ会社ガ新株予約権者ニ対シ新株ヲ発行シ又ハ之ニ代ヘテ会社ノ有スル自己ノ株式ヲ移転スル義務ヲ負フモノヲ謂フ

2 (略)

第百八十三条 取締役ハ第百八十一条第一項各号ニ掲グルモノヲ定時總會ニ提出シテ同項第三号ニ掲グルモノニ在リテハ其ノ内容ヲ報告シ、同項第一号、第二号及第四号ニ掲グルモノニ在リテハ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

3 (略)

第百九十条 利益ノ配当ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得

一 資本ノ額

二 資本準備金及利益準備金ノ合計額

三 其ノ決算期ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ額

四 第百八十六条ノ二及第百八十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ガ前二号ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

五 削除

六 資産ニ付時価ヲ付スルモノ~~第百八十五条ノ二第一項但書及第百八十五条ノ二~~第一項但書~~及第百八十五条ノ二~~規定ヲ第百八十五条ノ

五第二項及第百八十五条ノ六第二項ニ於テ準用スル場合ヲ~~除ク~~於テ其ノ付シタル時価ノ総額ガ其

ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル貸借対照表上ノ純資産額

2 (略)

第百九十一条 会社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ会社ノ成立後二年以上其ノ営業全部ノ開業ヲ為スコト能ハザルモノト認ムルトキハ会社ハ定款ヲ以テ一定ノ株式ニ付其ノ開業前一定ノ期間内一定ノ利息ヲ株主ニ配当スベキ旨ヲ定ムルコト

ヲ得

2・3 (略)

第百九十三条ノ五 営業年度ヲ一年トスル会社ハ定款ヲ以テ一営業年度ニ付一回ニ限り営業年度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ対シ取締役会ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

2 (略)

3 第一項ノ金銭ノ分配ハ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得

一 最終ノ決算期ニ於ケル資本及準備金ノ合計額

二 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ積立テタル利益準備金及金銭ノ分配ノ時ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ合計額

三 最終ノ決算期ニ於テ第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ガ前二号ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

四 削除

五 最終ノ決算期ニ於テ資産ニ付時価ヲ付スルモノ~~ノ~~ニ於テ~~第一項但書及此等ノ~~規定

ヲ第二百八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ準用場~~合~~除~~ク~~テ~~倉~~タル其ノ付

シタル時価ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル最終ノ貸借対照表上ノ純資産額

六 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ利益ヨリ配当シ若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額及第二百十條第一項ノ決議ニ依リ定メタル株式ノ取得価額ノ総額ノ合計額

4 取締役ハ其ノ營業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル虞アルトキハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ズ

5 (略)

第三百四十一条ノ二 会社ハ新株予約権ヲ付シタル社債ニシテ本款ニ規定スル特例ノ適用ヲ受クルモノ(以下新株予約権付社債ト称ス)ヲ発行スルコトヲ得

2 (略)

第三百四十三条 前条第一項ノ決議ハ総株主ノ議決権ノ過半数ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

第四百四条 会社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 第九十四条第一号、第三号、第五号及第六号ニ掲グル事由

二 株主總會ノ決議

第五百三十五条 匿名組合契約ハ当事者ノ一方力相手方ノ營業ノ為メニ出資ヲ為シ其營業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコ

トヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

第五百三十六条 匿名組合員ノ出資ハ營業者ノ財産ニ歸ス

2 匿名組合員ハ營業者ノ行為ニ付キ第三者ニ対シテ權利義務ヲ有セス

第五百三十七条 匿名組合員力其氏若クハ氏名ヲ營業者ノ商号中ニ用ヅ又ハ其商号ヲ營業者ノ商号トシテ用ユルコトヲ許諾シタルトキハ其使用以後ニ生シタル債務ニ付テハ營業者ト連帯シテ其責ニ任ス

有限会社法（昭和十三年法律第七十四条）（抄）

第七条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一（略）

二 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格及之ニ対シテ与フル出資口数

三 会社ノ成立後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名

四（略）

第九条 資本ノ総額ハ三百万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第十二条 取締役ハ社員ヲシテ出資全額ノ払込又ハ現物出資ノ目的タル財産全部ノ給付ヲ為サシムルコトヲ要ス

2（略）

3 商法第七十二条但書ノ規定ハ第一項ノ場合ニ、同法第八十九条ノ規定ハ前項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託会社ニ之ヲ準用ス

第十二条ノ二（略）

2 前項ノ規定ハ第七条第二号及第三号ノ財産ノ定款ニ定メタル価格ノ総額ガ資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エ

ザル場合ニ於テハ同条第二号及第三号ニ掲グル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ

3（略）

第十三条（略）

2 前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第六条第一項第一号乃至第四号ニ掲グル事項

二 本店及支店

三 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由
四 取締役ノ氏名及住所

五 取締役ニシテ会社ヲ代表セザル者アルトキハ会社ヲ代表スベキ者ノ氏名

六 数人ノ取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

七 監査役アルトキハ其ノ氏名及住所

3 (略)

第十九条 (略)

2 5 (略)

6 前項ノ規定ニ依リ社員總會ガ会社ヲ譲渡ノ相手方ニ指定シタル場合ニ於テハ会社ガ同項ニ於テ準用スル商法第二百四
条ノ三第一項ノ請求ヲ為スニハ第四十八条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ商法第二百四
三項第五項及第七項ノ規定ヲ準用ス

7 社員ニ非ザル者ガ持分ヲ取得シタルトキハ其ノ者ハ会社ニ対シ取得シタル出資口数ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承
認セザルトキハ其ノ持分ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前二項及商法第二百四
条ノ五第二項ノ規定ヲ準用ス

8 (略)

第二十四条 商法第二百八条、第二百九条第一項第二項、第二百十條第一項乃至第三項、第二百十條ノ二第一項第二項、
第二百十一條ノ二及第二百十三條ノ規定ハ社員ノ持分ニ之ヲ準用ス

2 3 (略)

第三十條ノ二 左ノ場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル取締役ハ会社ニ対シ連帶シテ第一号ニ在リテハ違法ニ配当セラレタ
ル額、第二号及第三号ニ在リテハ会社ガ蒙リタル損害額ニ付弁済又ハ賠償ノ責ニ任ズ

一 第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ關スル議案ヲ總會ニ提出
シタルトキ

二・三 (略)

2 4 (略)

第四十條 (略)

2 (略)

- 3 第一項ノ規定ハ有限会社ガ其ノ成立後二年内ニ其ノ成立前ヨリ存在スル財産ニシテ營業ノ為ニ繼續シテ使用スベキモノヲ資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル対価ヲ以テ取得スル契約ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス
- 4 商法第二百四十六条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第四十六条 商法第二百八十三条第一項、第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四乃至第二百八十六条ノ三、第二百八十七条ノ二乃至第二百八十八条ノ二、第二百八十九条第一項本文第二項第三項、第二百九十条、第二百九十三条ノ六第二項第三項、第二百九十三条ノ七及第二百九十三条ノ八第二項ノ規定ハ有限会社ノ計算ニ之ヲ準用ス
- 2 (略)
- 第四十八条 前条ノ決議ハ総社員ノ半数以上ニシテ総社員ノ議決権ノ四分ノ三以上ヲ有スル者ノ同意ヲ以テ之ヲ為ス
- 2 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ議決権ヲ行使スルコトヲ得ザル社員ハ之ヲ総社員ノ数ニ、其ノ行使スルコトヲ得ザル議決権ハ之ヲ議決権ノ数ニ算入セズ
- 第五十七条 第十二条及第四十条第三項並ニ商法第二百条第二項ノ規定ハ資本増加ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第六十一条 合併ヲ為ス会社ノ一方又は双方ガ株式会社ナル場合ニ於テ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ガ有限会社ナルトキハ商法第二百八条ノ規定ハ従前ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス
- 2 (略)
- 第六十四条 株式会社ハ總會ノ決議ヲ以テ其ノ組織ヲ変更シテ之ヲ有限会社ト為スコトヲ得但シ社債ノ償還ヲ完了セザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 2 前項ノ組織変更ニ関スル議案ノ要領ハ商法第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス
- 3・4 (略)
- 5 第一項ノ決議ニ於テハ定款其ノ他組織ノ変更ニ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ要ス
- 6 (略)
- 第六十四条ノ二 前条第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ同項ノ組織変更ニ反対ノ意思ヲ通知シ且總會ニ於テ之ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得
- 2 商法第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第六十四条ノ三 株式会社ハ第六十四条第一項ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ決議ノ内容ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第六十六条 株式会社が第六十四条ノ規定ニ依リ其ノ組織ヲ変更シタルトキ八本店ノ所在地ニ於テ八二週間、支店ノ所在地ニ於テ八三週間に二株式会社ニ付テ八解散ノ登記、有限会社ニ付テ八第十三条第二項ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス
第六十七条 (略)

2 前項ノ組織変更ニ関スル議案ノ要領八第三十六条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス
3 5 (略)

第六十九条 有限会社八左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ発生

二 社員總會ノ決議

三 会社ノ合併

四及五 削除

六 会社ノ破産

七 解散ヲ命ズル裁判

2 (略)

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) (抄)

第二条 (略)

2 13 (略)

14 この法律において「証券取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて有価証券市場を開設する証券会員制法人又は株式会社をいう。

15 28 (略)

第七十五条 店頭売買有価証券市場を開設する協会は、当該店頭売買有価証券市場において売買を行わせようとする有価証券の種類及び銘柄を当該協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録しなければならない。

2 (略)

中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号) (抄)

(競業の禁止)

第五条の八 組合員は、總會の承認を得なければ、協業組合の行なう事業の部類に属する事業の全部若しくは一部を行ない、又はその行なう事業の部類に属する事業の全部若しくは一部を行なう法人の役員になつてはならない。

2 前項の規定は、組合員たる法人の役員に準用する。

(準用)

第五条の二十三 協業組合の組合員については、協同組合法第十九条(第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。)(法定脱退)及び第二十条から第二十二条まで(持分の払いもどし)の規定を準用する。この場合において、同法第十九条第二項第二号中「出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員」とあるのは「出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五条の八第一項の規定に違反した組合員(法人たる組合員であつて、その役員が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したものを含む。)」と、同法第二十条中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、同法第二十一条中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替えるものとする。

2) 6 (略)

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号) (抄)

第六十七条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 商法第百零九条第百四十七条において準用する場合の規定による公告及び催告をしたこと並びに

異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

三 (略)

(組織変更の登記)

第七十一条 合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合資会社については、会社成立の年月日、合名会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第七十二条 合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合名会社についての登記の申請と合資会社についての登記の申請とは、同時にしなければならない。

2 申請書の添附書面に関する規定は、合名会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

3 登記官は、第一項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

(設立の登記)

第七十四条 設立の登記の申請書には、有限責任社員が出資につき履行した部分を証する書面を添付しなければならない。

(設立の登記)

第八十条 設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～九 (略)

十 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

(新株発行による変更の登記)

第八十二条 新株発行による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

(組織変更の登記)

第九十三条 株式会社が有限会社に組織を変更した場合の有限会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～四 (略)

五 社債の償還を完了したことを証する書面

2 (略)

(設立の登記)

第九十五条 設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～五 (略)

六 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

(資本増加による変更の登記)

第九十六条 資本増加による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 第八十二条第二号から第四号までに掲げる書面

○中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号) (抄)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2) 5 (略)

商法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十四号) (抄)

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項(第七十条の改正規定) (略)

第七十三条第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ規定ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ各号ニ定ムル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 第六十八條第一項第五号及第六号ノ財産ノ定款ニ定メタル価格ノ総額ガ資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超工ザル場合 同項第五号及第六号ニ掲グル事項

二 第六十八條第一項第五号又ハ第六号ノ財産ガ取引所ノ相場アル有価証券ナル場合ニ於テ定款ニ定メタル價格ガ其ノ相場ヲ超工ザル場合 其ノ財産ニ係ル同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項

三 第六十八條第一項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項ガ相当ナルコトニ付弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士ヲ含ム）、監査法人、税理士又ハ税理士法人ノ証明（同項第五号又ハ第六号ノ財産ガ不動産ナルトキハ其ノ証明及不動産鑑定士ノ鑑定評価）ヲ受ケタル場合 同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項
左ノ各号ニ掲グル者ハ前項第三号ノ証明及鑑定評価ヲ為スコトヲ得ズ

一（五）（略）

第七十三條ノ二第一項（第二百二十四條ノ二第三項ノ改正規定）（略）

第二百二十四條ノ三の次に次の三条を加える。

第二百二十四條ノ四（略）

第二百二十四條ノ五 会社ハ前條第一項ノ取締役会ノ決議アリタルトキハ同項ノ規定ニ依ル競売ニ代ヘテ市場價格アル同項ノ株式ハ其ノ價格ヲ以テ、市場價格ナキ同項ノ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ同項ノ規定ニ依リ売却スル株式ヲ買受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四條ノ四第四項及第二十一條ノ三第二項第三項ノ規定ヲ準用ス

会社ハ前條第一項ノ株式ノ競売又ハ売却ヲ為スニハ其ノ株式ニ付テノ第二百二十三條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル事項、其ノ株式ヲ競売又ハ売却スル旨及利害關係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ且左ノ各号ニ掲グル者ニハ其ノ各号ニ定ムル場所ニ宛テテ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

一 前條第一項第一号ノ株主（次号ニ掲グルモノヲ除ク） 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ株主ノ住所及其ノ株主ガ第二百二十四條第一項ノ規定ニ依リ会社ニ通知シタル宛先

二 前條第一項ノ株式ノ共有者ニシテ第二百三條第二項ノ規定ニ依リ權利ヲ行使スベキ者ト定メラレタル株主以外ノ株主 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ株主ノ住所

三 前条第一項ノ株式ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者アル場合ニ於ケル其ノ質権者 株主名簿ニ記載又ハ記録シタル其ノ質権者ノ住所及其ノ質権者ガ第二百二十四条第四項ニ於テ準用スル同条第一項ノ規定ニ依リ会社ニ通知シタル宛先

前条第一項ノ株式ニ係ル株券ガ発行セラレタル場合ニ於テ前項ノ期間内ニ利害関係人ガ異議ヲ述べザリシトキ八其ノ株券八其ノ期間満了ノ時ニ無効トナル

前条第一項ノ株式ニ係ル株券ガ前項ノ規定ニ依リ無効トナリタル場合ニ於テ其ノ株式ヲ競売スルトキ八会社八其ノ競売ノ目的物トシテ其ノ株式ニ係ル株券ヲ再発行スルコトヲ要ス

第二百二十四条ノ六 第二百二十四条ノ四第一項及前条第一項乃至第三項（第三号ヲ除ク）ノ規定ハ端株ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ第二百八十九条ノ改正規定（略）

第二百九十条第一項第四号を次のように改める。

四 其ノ他法務省令ニ定ムル額

第二百九十条第一項第五号及び第六号を削る。

第二百九十一条第四項の改正規定（略）

第二百九十三条ノ五第三項第三号から第五号までを削り、同項第六号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 其ノ他法務省令ニ定ムル額

第二百九十三条ノ五第四項ノ第三百四十一条ノ十五の改正規定（略）

第三百四十三条中「過半数」の下に「又八定款ニ定ムル議決権ノ数」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ決議ニ付テハ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ議決権ノ数八定款ノ定ニ依ルモ之ヲ総株主ノ議決権ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ

第三百四十六条ノ第四百九十九条の改正規定（略）